

令和5年度（2023年度）
事業計画書

社会福祉法人 ほほえみ会

＜法人理念＞

「自分らしく 今を生きる」

人は誰しも自分らしく生きたいと願っている。

体が不自由になっても、何らかの障害をうけても差別・偏見をされることなく、自分の思いの生活を送りたいと望んでいるはずである。

この望んでいる生活をどのようにしたら送っていただけるかを常に考え、法人の運営に取り組んでまいりたい。

＜施設理念＞

一、「自分が入居者だったら…」ということを常に考えて支援していきます。

一、「入居者の暮らしの場である」との意識で支援していきます。

一、「ここで生活して本当によかった」と思ってもらえるよう支援していきます。

＜心得・行動姿勢＞

さ・・・さわやかな行動

し・・・親切な行動

す・・・スピーディーな行動

せ・・・誠実な行動

そ・・・率先垂範な行動

事業計画書

- 特別養護老人ホーム雅荘 入所（70床）
- 短期入所生活介護（10床）
- 社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア指定居宅介護支援事業所
- 社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア指定訪問介護事業所
- つくばみらい市地域包括支援センターの運営にかかる事業（受託事業）

1. 基本方針

利用者一人一人に寄り添うケアを行うことで思いを共有し、利用者が安心して、心豊かに生活できる居場所づくりを推進します。利用者の皆様が楽しいと感じる暮らしと、健康で生きがいをもって日々の生活ができるようにサポートします。

「感謝の心、思いやりの心」を大切に、利用者の笑顔と満足を求めて、質の高いサービスを提供するとともに、福祉の向上に貢献します。

また、自立支援や重度化防止など科学的介護の取組を通じて、ケアの標準化を目指します。

2. 本年度の施設目標

施設利用者の意思、人権に配慮し、利用者に喜ばれ、活気あふれる施設を目指し、新しい発想や手法を取り入れるなど職員一人ひとりの意識改革と働きやすい職場環境の構築を念頭に、人材の育成及び確保に努め、職員の定着率の向上を考え、職員からの本音を課題に改善し、職員のモチベーションを高め、楽しく働きやすい職場を作ることを目標とします。

また、新型コロナウイルス感染予防対策等も継続して取り組んでまいります。

【科学的介護情報システム LIFE ライフの活用の取り組み】

LIFE（科学的介護情報システム）とは、介護施設・事業所が行っているケアの計画・内容や介護サービス利用者の状態などの情報を一定の様式で厚生労働省に送信すると、そのデータが分析されフィードバックされる情報システムです。

「科学的介護」とはエビデンス（科学的裏付け）に基づく介護のことで、誰もがエビデンスに基づいた質の高い介護を受けられるようにすることがLIFE（科学的介護情報システム）の目的です。

雅荘では、科学的介護情報システム（LIFE）の活用を令和3年11月から開始しております。LIFEの活用等が要件として雅荘で算定している加算は以下のようになっています。

・科学的介護推進体制加算・ADL維持等加算・褥瘡マネジメント加算・排せつ支援加算

【介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）策定について】

介護施設・事業所においては、災害や感染症などが発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスを安定的・継続的に提供を維持していくことが求められており、事業の継続には、業務継続計画（BCP）の策定が2024年から義務づけられましたので、感染症に係る業務継続計画と災害に係る業務継続計画の作成に取り組んでまいります。

【稼働率の向上】

目標稼働率達成のため、常に入居優先順位を確定し、空床発生前に家族への入居意向の確認を行い、事前面接などを行うことで、空床期間の短縮を図ります。

介護、看護、協力医療機関及び協力歯科医院との連携を図り、口腔内の清潔を保つことや口腔ケアの技術向上を図ることで、誤嚥性肺炎のリスクを軽減し、入院を減らし減収幅を抑えます。

【利用者の立場に立ち、思いを共有できるケアの充実】

利用者個々のニーズに対応するために、趣味や生活歴を活かした歌や創作活動などの個別ケアの充実を図ります。

その人らしく生きるということに重点を置き、認知症に係る認知症介護基礎研修等を受講していただき認知症の理解を深め、対応力を高めることで、認知症ケアの充実を図りケアの質の向上に努めます。

【健康管理ケアの充実および感染症対策の強化】

看護職員と介護職員が連携し、日常的な健康管理や運動、個別及び集団での日常生活機能訓練などを行い、生活動作などの維持向上に努めます。

感染症について、感染症版BCPの策定やマニュアルの徹底、見直しを随時行うことで、予防に努め発生時には施設全体で感染症対策の強化を図ります。

【人材確保・育成の取り組み】

外国人や高齢者、子育て世代の雇用など多様な働き方を推進し、職員の思いを共有するなど働きやすく働きがいのある職場環境づくりに取り組みます。法人内外の研修の活用や専門的知識や技術習得の機会を確保し、職員のスキルアップの仕組みづくり・フォローアップ体制を強化するなど職員の離職防止に取り組みます。

特養を中心とした介護職員の人材確保についても、外国人技能実習生の受入など、安定した職員採用を行いサービス向上に取り組みます。

また、人材確保として、職員からの友人、知人で働きたい方がいたら紹介をしていただき積極的に受け入れて人材確保に繋げて行きます。

法人規程により、職員人材確保紹介料を支給しております。

【認知症介護基礎研修の受講についての支援】

認知症介護基礎研修は、2021年4月の介護報酬改定に伴って義務化されました。義務化の理由は、高齢化とともに認知症患者数の増加が見込まれ、認知症介護の知識やスキルを持った介護人材が必要になるためです。

認知症高齢者の介護は、通常の介護に比べて「難しい」と感じる方が多く、特に認知症介護に慣れていない介護職員や、認知症に関する知識がない介護職員は対応に苦慮する場合があります。そのため研修の受講を義務化し、より多くの介護職員に認知症介護の基礎的な知識を身に付けてもらうことで、介護業界全体の認知症介護の質の向上を目的としております。

認知症介護基礎研修が完全に義務化されるのは2024年4月からで、2021年4月から2024年3月までの3年間は経過措置期間です。

この事を踏まえ、認知症介護基礎研修費用の全額を支援することとしました。

【介護福祉士受験希望される職員への支援】

雅荘では、令和5年度 介護福祉士受験を希望される方へ介護実務者研修費用の全額を支援することとしました。

【介護職員処遇改善加算】

2022年度に引き続き、介護処遇改善加算Ⅰを申請し、介護職員の給与、賞与等に活用し、処遇改善をはかります。介護職員1人ひとりのスキルアップと、入居者へ質の高いサービスの提供を求められている事を十分に理解して、専門職としての意識向上及び技術の向上に努めて行きます。介護老人福祉施設・短期入所生活介護（Ⅰ）8.3%

【介護職員等特定処遇改善加算】

介護職員の職場定着のための取り組みとして、介護職員処遇改善加算等の取り組みが行われました。さらに定着率の向上を目指し、特に現場でリーダー的な役割を担う介護職員の賃金を全産業の平均年収に引き上げるための取り組みとして、介護職員特定処遇改善加算が設けられることとなりました。長く勤めること、キャリアアップすることで、それに見合った賃金を得ることでき、給与面での不安から離職することを防ぐことが目的となっています

介護老人福祉施設 特定処遇改善加算（Ⅰ）2.7%

短期入所生活介護 特定処遇改善加算（Ⅱ）2.3%

【介護職員等ベースアップ等支援加算】

介護職員等ベースアップ等支援加算とは、介護職員等の処遇改善を図るための加算制度です。「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の一環として、令和4年2月に始まった「介護職員処遇改善支援補助金」をベースとしており、2022年10月の介護報酬改定により創設されました。介護職員1人あたりの収入を3%程度（月額9,000円程度）引き上げるというのが主な内容です。

介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%

(1) 職員の資質の向上と職場体制の確立

① ユニットリーダー会議 ・ユニットリーダー研修 ・安全衛生委員会 開催

職員個人の専門性を高めることはもとより、個々の介護ケースに対して、同一の支援が行えるように、各ユニット間で「報告」・「連絡」・「相談」をしながら介護技術チェックを行います。*日常業務においての情報は、カンファレンスを通して各職員が共有します。

② ユニット会議 開催

ユニット及び職場ごとの業務推進をはかり、ユニットの運営、ケアの統一を踏まえ、ユニットリーダーが中心となり、職員同士の連携に努めて行きます。

(2) ケアプラン・24時間シートに基づいた生活支援

①居室担当者は、入居者様の日常生活行動、健康状態、心理状態、生活全般の日常観察と「気づき」による状態の変化等の把握に努めます。

②ケアプランは居室担当者とケアマネジャー及び関係専門職員が共同で作成し、そのプランに基づき生活支援を行い、当該ユニットの全職員が共有します。

③24時間シートは日課表をユニットケアの手法を織り交ぜて、個別ケアを取り入れながら日課・意向・好み・自分で出来る事、サポートの必要なことを項目に入れて作成し、今までどんな生活を送っていたのか、入居者がどんなことが好きなのかなどを深く理解していくことが必要になり生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に支援が出来るように努めて参ります。

(3) 医務（看護）

- ①入居者様の健康管理及び自立支援
- ②医師、歯科医と連携して入居者の健康ケアに努める。
- ③ターミナルケアについて家族の意向にもとづいて他職種や医師等と連携をとりながらできるだけ本人の希望に添えるように支援して行きます。
- ④看護・介護の質の向上
- ⑤職員の健康管理
- ⑥感染症予防対策及びその指導

(4) 委員会活動の充実、目的等

①褥瘡予防委員会の開催

- ・入居者に対し良質なサービスを提供する取組のひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備することを目的とします。

②感染症対策委員会の開催

- ・衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行い、当施設においても感染症及び食中毒がまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的とします。

(新型コロナウイルス感染症対策の取り組み)

高齢者や、心臓病、糖尿病、肺疾患などの基礎疾患がある方が新型コロナウイルスに感染すると重症化するリスクが高いため、高齢者施設での感染予防対策はこれからも継続していく必要があります。しかし、感染予防対策は利用者の生活を一定程度制限することにもなるので、慎重な判断と柔軟な対応が求められます。地域で感染者が増加している場合には感染予防対策を強め、感染者の減少に合わせて段階的に制限を緩和します。

現在、雅荘では窓越し面会での対応としておりますが、窓越し面会での再会でも、利用者や家族の安心感や喜びが伝わってきました。

今後、状況の変化や行政からの指示・要請等があれば、指示内容に踏まえた対策を講じます。

- ・予防対策として手指消毒の徹底、手すりの消毒実施
- ・マスク着用、職員出勤時、手洗い、消毒、検温徹底
- ・職員健康管理票、行動履歴記録票の記載（必要期間実施）
- ・感染拡大予防（蔓延防止対策・早期発見）のため職員定期抗原検査実施（必要期間実施）
- ・面会制限、面会お断りし入居者への感染を防ぐ取組を行う。窓越し面会対応。
- ・高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係るワクチン予防接種

③ 身体拘束廃止委員会及び高齢者虐待防止委員会の開催

- ・入居者の自立支援することを目的として、人権擁護の観点から日常生活の質を保障するため「介護の本質」とは何かを全職員で検討し、身体拘束ゼロの介護実践に向けて活動することを目的とします。

(身体拘束ゼロの取り組み)

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、入居者の生活の質(QOL)を根本から損なう危険性を有しています。身体拘束によって、身体機能が低下し寝たきりにつながる恐れがあることや意欲低下、また拘束を外そうとしての重大事故が起こる可能性を踏まえ、マニュアルに沿った取り組みを行い、身体拘束ゼロを維持するよう努めます。

しかし、緊急やむを得ず一時的に入居者の生命の危機・身体を傷つける恐れがある場合等身体を拘束する場合については、本人・家族に十分な説明後、家族の同意のもと期間を定め行うものとしします。

④ 事故防止検討委員会及びリスクマネジメント委員会の開催

- ・特別養護老人ホーム雅荘における介護・医療事故を防止し、安全かつ適切に、質の高い介護・医療を提供する体制を確立し、さらに職員は日常業務において介護・医療の安全と安心を確保するために、利用者との信頼関係を構築するとともに、介護・医療事故の発生防止に努めることを目的とします。

(事故防止の取り組み)

事故発生の防止と発生時の適切な対応(リスクマネジメント)を推進する観点から、事故報告様式の作成・周知、安全対策担当者の設置等が運営基準として義務付けられます。

これに伴い、組織的に安全対策体制を実施する体制を整備します。

個々の入居者の行動を把握し、日常の生活においてヒヤリとしたハツとしたことについて、各職員から記録に残していただき、又事故が発生した場合についても、状況報告書を提出していただきユニット会議にて、原因の究明や対処した事柄等を報告・検討し、事故を少しでも未然に防ぐ・事故を少しでも減らせるよう対策を考え何が事故、アクシデントに結び付くのか情報の共有をはかるとともに、委員会が中心となり、事故再発防止対策の検討及び、研修等による職員の意識向上と環境整備を行います。重大な事故が発生した場合は、入居者の生命を第一に考えて迅速に行動し、事故報告書の提出と事故原因を究明し、再発防止に努めます。

⑤ 給食委員会の開催

- ・入居者の栄養改善を目的に、管理栄養士を中心に、看護職員、ユニットリーダー職員が入居者ひとり一人の栄養状態について話し合います。会議で話し合われたことは、すぐに日々の食事に反映され、その後もひとり一人の嗜好や食事量、状態の変化などに対応して行きます。

(栄養管理の取り組み)

ご高齢者の生活の中で「食と栄養」は非常に大事な要素であり、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行います。食事は楽しみの一つであり、個別ケアの大切さが求められるため、栄養マネジメント実施により心身ともに健康的な栄養管理に努めます。セレクトメニューによる補食

の提供や、食事の雰囲気作りやメニューを工夫し、個々の嗜好を加味した幅広い食事提供を行います。ユニットでのお菓子作りや簡単な調理等を行いながら、作る楽しみや食べる楽しみを提供していきます。また、入居者一人一人に合った栄養ケア計画を作成し、他職種とともに協力して入居者の栄養改善に取り組めます。低栄養の利用者には栄養補助食品のみに頼らず、各個人の嗜好を考慮し、柔軟に対応して行きます。

⑥看取りケア検討委員会

(看取り介護の考え方)

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実して納得して生き抜くことができるように日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、対象者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめてこれを行なうことです。

(看取りケアの取り組み)

『その人らしさ』を大切にし、ご本人の希望・ご家族の希望に出来る限り答えていきながら、ご本人やご家族とコミュニケーションを密にとり、安心した日々、穏やかな日々を送って頂けるように他職種協働で関わりをもっていく中で、「雅荘に入居して良かった」と思ってもらえるよう『寄り添ったケア』を行っていきます。

また、実践の振り返りを行うことで、看取り介護の対応力を高めていきます。

⑦レクリエーション委員会の開催（※令和2年4月よりに名称変更）

- ・入居者、利用者様の日中の生活をどのように過ごされるかは、その方の今までの生活などによって異なります。他の方と話をされるのがお好きな方、ボランティアでの歌を楽しみに聴かれる方や、カラオケが好きな方や、大好きな芸能人をテレビで観るのが好きな方もおられます。一日の暮らしの中で楽しみを持っていただけるように、より充実した生活となるよう、委員会で話し合いをもち提供を行っていきます。

⑧入居検討委員会（適宜開催）の開催

- ・入居希望者に施設サービスを受ける必要性、緊急性を勘案した入居決定を円滑に実施できるようにするとともに入居決定過程において透明性、公平性を確保します。

(5) 理事会・評議会の開催月

- ・6月・11月・3月の開催予定

※定時評議会においては、2週間の間隔を空ける必要があるが、それ以外の評議員会については、1週間の間隔を置くことになります。

(6) 自立支援農園事業

自立支援農園事業について、農園の環境整備としては、農作物に関しては植える時期を考え暖かくなってから季節の果物等を植えて農園整備をはかります。

入居者、利用者に農園での育てる楽しさ、収穫の喜びを感じて頂きたいと思います。

(7) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業計画

心身の状態により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由又は、ご家族の心身の状態の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある方を対象にサービスを提供するものとする。また、ユニット型個室の特性を活かし、利用者にとってなじみの関係となるようにご家族や友人、近隣の方たちが気軽に利用できるようにする。

- ・特養との一体の流れの中で、利用者様の在宅生活に配慮しながら安心かつ安全にお過ごしいただける場所の提供を致します。
- ・定期利用者様の利用日確保はもちろん、緊急時に受け入れができる体制づくりをし、各関係機関と連携をとり地域のための施設を目指します。
- ・日々の健康管理は勿論、転倒怪我に気を付けケアプランに沿ったご利用者本位の接遇に努めます。
- ・ご利用者やご家族と事前に話し合いを行い、サービス利用に対する目的や要望をしっかりと見極め、満足していただけるサービスの提供に努めます。又、関係する介護支援事業所等とも連絡を密にとり、日程調整や施設に対する要望等を細かく把握し、より充実した施設利用ができるようにします。

空床が出た際には、地域居宅事業所への情報提供やグループ施設と調整をはかりながら、出来るだけ空床利用して頂けるように努めて行きます。

(8) 社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア訪問介護事業計画

社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア訪問介護事業所（第二種社会福祉事業）

（平成 29 年 8 月開始）老人居宅介護事業（訪問介護事業）

要介護・要支援状態になった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じた自立した日常生活を営む事ができるよう、ケアプランを基に入浴、排泄、食事の介助、その他生活全般において援助を行います。

- ・サービスは、居宅サービス計画書を基に個別に作成した訪問介護・訪問介護予防計画書に基づいて行います。
- ・利用者様の自立支援を目標に、訪問介護員一人一人が技術の向上をめざします。
- ・高齢者の皆さんが安心して在宅生活を継続できるよう、関連機関との連携を図りながら地域に密着したサービスの提供を心がけます。

(9) 社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア居宅介護支援事業計画

社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア居宅介護支援事業所（公益を目的とする事業）

（平成 29 年 8 月開始）居宅介護支援事業

介護保険を利用するためには、いろいろな手続きが必要です。家庭で介護を必要とする方々が、安心して生活ができるように介護支援専門員（ケアマネジャー）がご自宅などを訪問し支援します。

利用者の心身の状況、その場に置かれている環境に応じ、常にサービスを提供される側の立場や気持ちを配慮し、サービスを提供して行きます。

介護支援専門員として、技術の向上と専門的知識の向上を目指します。

(1) ケアマネジメントを実施する。

居宅介護支援において法令を遵守し基準に則した運営を行いながら、介護保険が目指す高齢者の尊厳を保持し自立支援を促します。

○在宅生活の支援

- ・ 利用者及びその家族に対して十分な聞き取りを実施し適切なアセスメントを行い利用者のニーズを把握します。
- ・ アセスメントを基にケアプランを作成し担当者会議・モニタリング・評価・再アセスメントなどの一連の支援経過においてその都度利用者や家族の同意を得てより良い在宅生活を送ることが出来るように支援を行います。
- ・ 利用者が可能な限りその在宅生活において、個々の能力に応じ自立した生活を営むことが出来るように自立支援と重度化予防の視点を持ったケアマネジメントを行います。
- ・ 介護給付の適正利用に努めたケアプラン作成を実施し、利用者にも制度の変化した状況を説明し、必要な援助の在り方について利用者と共に考えて参ります。
- ・ 地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に参加し社会資源などの地域の情報の収集に努め、インフォーマルな社会資源を活用し在宅生活における支援を行います。
- ・ 各市町村の「電子連絡帳システム」を利用して、情報を多職種間で共有します。

○医療との役割分担と連携

- ・ 医療ニーズの高い高齢者に対して、医療・介護の切れ目なく提供する観点から、医療と介護の役割分担を明確化し、連携を強化する必要があることから、医療系サービスへの対応強化、入退院時における医療機関と介護サービス事業所との連携促進に努めます。

(2) 特定事業所加算の算定事業所として質の高いケアマネジメントを行なうよう努めます。

- ・ 週1回の定期的な居宅会議を開催し資質の向上を図ります。
- ・ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策を行います。
- ・ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況把握を行います。
- ・ 保健医療及び福祉に関する諸制度を学び、ケアマネジメントに関する技術を習得します。
- ・ 利用者からの苦情があった場合は、即時にその改善方針の検討を実施します。
- ・ 支援の方向性など各職員間で話し合える相談しやすい環境を整えます。
- ・ 他事業所との『横の繋がり』を広げ情報を収集し、実践に繋げて行きます。
- ・ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供しています。

(3) 各市町村から委託される介護認定調査を実施していきます。

(4) 職員同士・他部署・各事業所間での連携強化

○ケアマネジャー間での連携強化

- ・ 事業所内で会議等を実施しケースについて一人で悩み考えるのではなく、事業所全体で問題の解決方法を探って行きます。

○地域包括支援センターとの連携強化

- ・ 困難事例に関しては併設の地域包括支援センターにその都度相談し、連携して解決して行きます。

○他事業所との連携強化

- ・ ほほえみ会の一員としての自覚を持ち、他部署との連携を行います。
- ・ 当施設が更に地域の皆様に選ばれる事業所となるように、事業所が窓口となり訪問介護や通所介護への情報提供を行います。

(10) つくばみらい市地域包括支援センターの運営にかかる事業計画（受託事業）

地域包括支援センターは、高齢者の皆様やその家族、近隣に暮らす方の介護に関する悩みや問題に対応します。また、健康や生活に関する事、福祉や医療に関する事など身近な相談窓口として、高齢者に関するさまざまなご相談に応じています。

高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して暮らしていただけるように、介護、福祉、健康、医療等、さまざまな面から高齢者やその家族を支えています。本人や家族、地域住民、介護支援専門員などから受けた色々な相談ごとを適切な関係機関と連携して解決に努めます。

①つくばみらい市社会福祉協議会の委託を受け、福岡・小張・板橋地区を担当し、相談業務を行っていきます。地域包括支援センター・市役所・医療機関等とより密に連携を図り多くの高齢者が住み慣れた地域で生活が送れるよう支援して行きます。

②つくばみらい市地域包括支援センターの事業予定でもあります、ランチ会議（月1回）。地域ケア会議、症例検討会、権利擁護研修会、認知症徘徊SOSネットワーク模擬訓練、認知症多職種協働研修会、在宅医療・介護連携事業研修会等に積極的に参加をいたします。

(11) 施設年間行事

- ① 年間を通して誕生会等、入居者のユニット毎に計画し入居者の個々のニーズにあった内容を支援します。
- ② 社会福祉法人ほほえみ会特別養護老人ホーム雅荘 行事計画（令和5年度）。次項参照。
- ③ 社会福祉法人ほほえみ会 会議・委員会計画（令和5年度）。次項参照。
- ④ 社会福祉法人ほほえみ会 研修会・勉強会計画（令和5年度）。次項参照。

その他全体を通しての行事を下記の通り行う。

月別	行事名	備考
5月	避難訓練	総合訓練等
3月	健康診断	職員（夜勤者のみ）
9月	健康診断	職員
9月	健康診断	入居者
11月	避難訓練	総合訓練

※行事については、各ユニットにて、その都度イベントを企画して実施いたします。

(防災対策の取り組み)

防災対策に必要な物品の購入を順次行ってきましたが、引き続きそろえていきます。

また、ライフラインが止まった際にも安心して生活して頂けるように、自家発電等の整備を行うとともに、通常の給食提供が出来なくなった事を想定し、災害時用備蓄品、非常食等の準備もしていきます。また、火災等の災害に備えて「自衛消防計画」に基づき、年2回の消防訓練を実施します。

(12) 【雅荘 非常時用自家発電設備整備事業】

・ 令和4年度地域介護・福祉空間設備等施設整備交付金における二次協議の実施
令和4年12月26日二次協議申請（防災・減災等事業計画書等提出）

・ 令和4年度茨城県老人福祉施設整備費補助金（高齢者施設等の非常用自家発電設備）
令和5年2月28日内示通知

施設名	事業内容	内示額（円）
特別養護老人ホーム雅荘	非常用自家発電設備整備事業	27,359,000

令和5年3月6日交付申請提出

<防災・減災等の事業を行うための基盤整備に関する目標>

近年多発している自然災害による影響をふまえ、特別養護老人ホーム（広域型）福祉避難所の指定を受けており地域や被災者の被災状況に応じて、福祉避難所での生活、緊急的に入所（緊急入所）等が考えられる。また施設入居者の生命の維持、安全の確保を図るための電力を確保する必要がある。災害時に非常用自家発電設備を活用し照明等の確保ができる安心感（照明、トイレ誘導等）や、「医療機器等の活用」によって医療的配慮が必要な利用者の安全を確保、「食事、厨房設備等」では温かい食事を提供、食材保冷による食中毒を防止、情報関連機器の稼働によって情報取得や外部との連絡を可能となる。BCP（事業継続計画）策定対策、入居施設において自然災害発生時にも業務を継続し支援することを目標とする。

<事業内容>

停電を伴う災害時における備え。災害発生時にも業務を継続できるようBPC対策の構築が図れる。高齢者の生命の維持、安全の確保を図るための電力を確保する。非常災害時の利用者の安全確保、職員の安全確保、福祉避難所の指定を受けており社会福祉施設としての公共性を鑑みると被災時に地域へ貢献することも重要な役割が果たせると考えられる。

社会福祉法人ほほえみ会 研修会・勉強会計画(令和5年度)

4月	認知症ケアについて(全職員)
5月	褥瘡予防について(全職員)
6月	感染症予防について(全職員)
7月	事故防止について(全職員)
8月	身体拘束廃止について(全職員)
9月	高齢者虐待防止について(全職員)
10月	看取りケアについて(全職員)
11月	褥瘡予防について(全職員)
12月	事故防止について(全職員)
1月	感染症予防について(全職員)
2月	身体拘束廃止について(全職員)
3月	高齢者虐待防止について(全職員)

* 研修・勉強会の内容については変更する場合があります。

社会福祉法人ほほえみ会 会議・委員会計画(令和5年度)

4月	・リーダー会議及び安全衛生委員会 ・レク委員会 ・感染症対策委員会 ・入居検討委員会
5月	・リーダー研修会 ・給食委員会 ・事故防止及びリスクマネジメント委員会
6月	・理事会 ・評議員会 ・リーダー会議及び安全衛生委員会 ・入居検討委員会 ・身体拘束廃止及び高齢者虐待防止委員会 ・褥瘡予防委員会
7月	・リーダー研修会 ・感染症対策委員会
8月	・リーダー会議及び安全衛生委員会 ・給食委員会 ・看取りケア委員会 ・入居検討委員会 ・事故防止及びリスクマネジメント委員会
9月	・リーダー研修会 ・身体拘束廃止及び高齢者虐待防止委員会 ・褥瘡予防委員会
10月	・リーダー会議及び安全衛生委員会 ・感染症対策委員会
11月	・理事会 ・評議員会 ・リーダー研修会 ・給食委員会 ・レク委員会 ・入居検討委員会 ・事故防止及びリスクマネジメント委員会
12月	・リーダー会議及び安全衛生委員会 ・身体拘束廃止及び高齢者虐待防止委員会 ・褥瘡予防委員会
1月	・リーダー研修会 ・感染症対策委員会
2月	・リーダー会議及び安全衛生委員会 ・給食委員会 ・入居検討委員会 ・レク委員会 ・事故防止及びリスクマネジメント委員会
3月	・理事会 ・評議員会 ・リーダー研修会 ・レク委員会 ・看取りケア委員会 ・身体拘束廃止及び高齢者虐待防止委員会 ・褥瘡予防委員会

* 会議・委員会の日時については変更する場合があります。

社会福祉法人ほほえみ会 特別養護老人ホーム雅荘 行事計画 (令和5年度)

4月	・お花見会 ・誕生会
5月	・端午の節句 ・五月人形飾り ・誕生会
6月	・誕生会
7月	・七夕 ・誕生会
8月	・三味線演奏会 ・誕生会
9月	・運動会 ・誕生会
10月	・福岡盆踊り保存会による太鼓演奏 ・誕生会
11月	・ハーモニカ演奏会 ・誕生会
12月	・クリスマス会 ・誕生会
1月	・お茶会に獅子舞がやってくる ・誕生会
2月	節分 ・豆まき ・誕生会
3月	ひな人形飾り ・ひな祭り ・誕生会

* 行事の内容については変更する場合があります。